

宍粟市下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月15日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市規則第43号

宍粟市下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則

宍粟市下水道排水設備指定工事店規則（平成17年宍粟市規則第140号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(責任技術者証の再交付申請)</p> <p>第10条 責任技術者は、条例第6条の9第1項の規定により交付された責任技術者証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに様式第9号による申請書に<u>住民票の写し及び毀損したときは当該責任技術者証を添えて</u>、これを市長に提出し、責任技術者証の再交付を受けなければならない。</p>	<p>(責任技術者証の再交付申請)</p> <p>第10条 責任技術者は、条例第6条の9第1項の規定により交付された責任技術者証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに様式第9号による申請書に<u>条例第6条の6第1号に掲げる書類及び毀損したときは当該責任技術者証を添えて</u>、これを市長に提出し、責任技術者証の再交付を受けなければならない。</p>
<p>(指定工事店証の再交付申請)</p> <p>第13条 指定工事店は、条例第6条の10第1項の規定により交付された指定工事店証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに様式第12号による申請書に<u>住民票の写し又は定款及び登記等の謄本並びに毀損したときは当該指定工事店証を添えて</u>、これを市長に提出し、指定工事店証の再交付を受けなければならない。</p>	<p>(指定工事店証の再交付申請)</p> <p>第13条 指定工事店は、条例第6条の10第1項の規定により交付された指定工事店証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに様式第12号による申請書に<u>条例第6条の2第3項第2号に掲げる書類及び毀損したときは当該指定工事店証を添えて</u>、これを市長に提出し、指定工事店証の再交付を受けなければならない。</p>
<p>(変更の届出)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 条例第6条の12の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった後、直ちに様式第13号による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。</p>	<p>(変更の届出)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 条例第6条の12の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった後、直ちに様式第13号による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、<u>個人にあつては住民票の写し及び指定工事店証、法人にあつては定款及び登記簿謄本並びに指定工事店証</u></p> <p>(2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、<u>登記簿の謄本及び様式第2号による誓約書</u></p> <p>[(3) 略]</p>	<p>(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、<u>条例第6条の2第3項第2号に掲げる書類及び指定工事店証</u></p> <p>(2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、<u>定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに様式第2号による誓約書</u></p> <p>[(3) 略]</p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ]の記載は注記である。</p>	

様式第1号を別紙1のように、様式第2号を別紙2のように、様式第5号を別紙3のように、様式第6号を別紙4のように、様式第8号を別紙5のように、様式第9号を別紙6のように、様式第11号を別紙7のように、様式第12号を別紙8のように、様式第13号を別紙9のように、様式第14号を別紙10のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

		年 月 日
下水道排水設備指定工事店指定申請書 (新規・更新)		
宍粟市長 様		
申請者	ふ り が な 営業所名及び所在地	電話 ( )
	ふ り が な 代 表 者	
責 任 技 術 者		
責 任 技 術 者 登 録 番 号		

(注) 指定の更新の場合には、「営業所名」は「指定工事店名 (商号)」と読み替える。

様式第2号（第2条関係）

誓 約 書

下水道排水設備指定工事店申請者及びその役員は、宍粟市下水道条例第6条の3第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

営 業 所 名

営 業 所 所 在 地

代 表 者

宍粟市長 様

（注）新規指定の場合以外は、「営業所名」は「指定工事店名（商号）」と、「営業所所在地」は「指定工事店所在地」と読み替える。

様式第5号（第4条関係）

		年 月 日
下水道排水設備工事責任技術者登録申請書 (新規・更新)		
宍粟市長 様		
申 請 者	(ふりがな) 氏 名	-----
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	電話 ( )
	登 録 番 号 (登録更新者のみ)	第 号
	勤 務 先	指定(登録)番号 指定工事店名(商号)及び所在地 電話 ( )

様式第6号（第4条関係）

誓 約 書

下水道排水設備工事責任技術者申請者は、宍粟市下水道条例第6条の7第2項第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏 名

住 所

宍粟市長 様

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

下水道排水設備工事責任技術者証書換え交付申請書

宍粟市長 様

申	(ふりがな) 氏 名	-----
	生 年 月 日	年 月 日
請	住 所	電話 ( )
	登 録 番 号	第 号
者	勤 務 先	指定(登録)番号 第 号
	指定工事店名(商号)及び所在地	電話 ( )
変 更 の 内 容 及 び 理 由		

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書

宍粟市長 様

申	(ふりがな)		
	氏	名	
請	生	年 月 日	年 月 日
	住	所	電話 ( )
	登	録 番 号	第 号
者	勤務先	指定（登録）番号	第 号
		指定工事店名（商号）及び所在地	電話 ( )
理	由		



様式第11号 (第12条関係)

年 月 日

下水道排水設備指定工事店証書換え交付申請書

宍粟市長 様

申	指 定 ( 登 録 ) 番 号	第 号
	ふ り が な 指定工事店名 (商号) 及 び 所 在 地	電 話 ( )
請    者	ふ り が な 代 表 者	
	変更の内容及び理由	
	-----	
	-----	
	-----	



## 様式第13号（第15条関係）

年 月 日		
下水道排水設備指定工事店変更届出書		
宍粟市長 様		
指定（登録）番号 第 号		
指定工事店（商号）		
代 表 者		
異 動 事 項	新	旧
ふ り が な 指定工事店名（商号）		
指 定 工 事 店 所 在 地	電 話 （ ）	電 話 （ ）
ふ り が な 代 表 者		
役 員	変 更	有・無
責 任 技 術 者		

（注）指定工事店証の記載事項の変更がある場合には、同時に同証の書換え交付申請が必要となるものである。

様式第14号（第16条関係）

廃止 下水道排水設備指定工事店休止届出書 再開	
宍粟市長 様	
年 月 日 届出者	
下水道条例第6条の12の規定に基づき、下水道排水設備工事の事業の休止の届出 をします。	
ふ り が な 指 定 工 事 店 名	
指 定 工 事 店 所 在 地	
ふ り が な 代 表 者	
（廃止・休止・再開） の 年 月 日	年 月 日
（廃止・休止・再開） の 理 由	